愛南町人事行政の運営等の状況の公表

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町の人事行政の運営等の状況概要を公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
区刀	(平成17年度末)	(A)		(B)	(B/A)	平成16年度の人件費率
平成17	人	千円	千円	千円	%	%
年度	27,569	17,922,628	585,172	3,918,323	21.9	22.0

- (注)1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計(一般・同和・温泉)決算です。
 - 2 人件費には、特別職の給与、共済組合負担金、公務災害補償費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

	職員数	給	<u> </u>	=	費	一人当たり	(参考)
区分	戦貝数	4 △ 业为	啦 吕壬业	如十 勃勃工业	計	給 与 費	平成17年度平均
	(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	(B)	(B/A)	一人当たり給与費
平成18	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年度	541	1,863,218	288,384	764,323	2,915,925	5,390	5,411

- (注)1 「地方財政状況調査」の区分による普通会計予算です。
 - 2 職員手当には、退職手当を含みません。
 - 3 給与費は、当初予算に計上された金額です。
 - 4 職員数は予算計上数値であり、平成18年4月1日現在の職員数とは一致しません。

(3) 特記事項

特殊勤務手当の見直しを行い、平成18年4月1日より下記のとおり改正しています。

- ・ 老人ホーム手当...廃止
- · 防疫作業手当...日額改正(1,000円/日 700円/日)
- · 行旅病人収容手当...金額改正(1,500円/回 1回1,000円/回)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、各地方公共団体の学歴別・経験年数別の職員数が国家公務員のそれ と同じであると仮定し、その職員数に各地方公共団体の平均給料月額を乗じて得られる給料総 額が国家公務員の給料総額に対してどのような割合になるかを示す指数です。

上記の本町ラスパイレス指数は、本町の一般行政職の給与水準を、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者のそれを100として比較したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

一般行政職

13X 3 EX 100		
区分	平均年齢	平均給料月額
愛南町	43.08 歳	290,151 円
愛媛県	43.04 歳	349,112 円
国	40.04 歳	328,480 円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額
愛南町	50.03 歳	227,000 円
愛媛県	45.07 歳	318,229 円
国	48.04 歳	286,499 円

⁽注)「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

X	分	愛 南 町	愛 媛 県	国
	十 学 六	170 200 W	470 200 I II	種 179,200 円
一般行政職	大 学 卒	170,200 円	170,200 円	種 170,200 円
	高 校 卒	138,400 円	138,400 円	種 138,400 円
技能労務職	高 校 卒	134,000 円	-	-
	中学卒	120,200 円	-	-

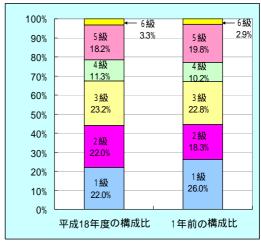
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成18年4月1日現在)

X	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
肉几~二工万日金	大学卒	213,944 円	245,231 円	290,018 円	
一般行政職	高校卒	201,240 円	231,806 円	255,750 円	
11 AK N/ 75 Tel	高校卒	218,150 円	203,500 円	231,400 円	
技能労務職	中学卒	171,800 円	193,240 円	212,371 円	

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

١.	1) 以1」以機の放別機員数の次ル(十次10千千万1							
	区分	標準的な職務内容	職員数	構成比				
	6級	総括課長	11人	3.3%				
	5級	及 課長 60人		18.2%				
	4級	課長補佐	37人	11.3%				
	3級	係長·主任	76人	23.2%				
	2級	主査	72人	22.0%				
	1級	主事	72人	22.0%				



- (注)1 愛南町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 - 3 平成18年度に8級制から6級制に変更しています。 (旧給料表の1級(主事補級)及び2級(主事級)並びに4級(係長級)及び5級(専門員級) をそれぞれ統合しています。)

(2) 昇給期間短縮の状況

	区 分	合 計	一般行政職	技能労務職
	職員数(A)	398人	328人	70人
平成17 年度	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数(B)	0人	0人	0人
	比率(B/A)	0.0%	0.0%	0.0%
	職員数(A)	403人	334人	69人
平成16 年度	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数(B)	6人	4人	2人
	比率(B/A)	1.5%	1.2%	2.9%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(平成17年度)

区分	愛南町		愛媛県		国	
区分	期末手当勤勉手当期末手当勤勉手当		期末手当	勤勉手当		
支給割合	割合 3.00月分 1.45月分 3.00月分 1.45月		1.45月分	3.00月分	1.45月分	
加算措置の状況	職制上の段階、職務の 級等による加算措置		職制上の段階、職務の 級等による加算措置		職制上の段階、職務の 級等による加算措置	
1人当たりの 平均支給額	1 01/ 1 W		1,773	3千円	-	

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

区分	愛阿	南町	[国
	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置		定年前早期退職特別措 置(2~20%加算)		定年前早期退職特別措置(2~20%加算)
1人当たり 平均支給	890千円	21,657千円		
退職手当 の調整額		・ た6段階の調整月額を決 ち、その月額が高い方から 頭として加算		・ た6段階の調整月額を決 5、その月額が高い方から 頭として加算

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績						6,372千円		
平成17年度 支給職員		支給職員1/	人当たり平均支給年額		115,855 円			
// 7		職員全体に	占める手当支給職員の	D割合			10.4%	
平成18年月	芰	手当の種類	(手当数)				9	
手当	áの÷	名称	主な支給	対象業務職	員		左記職員に対する支給単価	
税徴収等手	当		町税の徴収に関する事務	8に従事し <i>1</i>	た職	員	日額250円	
			感染症患者若しくは感染症 した職員	の疑いのある	る患者	当の救護に従事		
防疫作業手	当		感染症の病原体に付着した。 物件の処理作業に従事した		は付着	盲の危険がある	日額700円	
			家畜伝染病の病原体を有する家 のある家畜に対する防疫作業に		畜病原	体を有する疑い		
野猿駆除手	当		野猿駆除に従事した職員	1回2,000円				
年 安宁东 1	<u>~~</u>	加索毛业	行旅病人の収容作業に従事した職員				1回1,000円	
行旅病死人	、寺	以谷于ヨ	行旅死亡人の収容作業は	1回3,000円				
ごみ処理・	し尿	以理手当	ごみ処理及びし尿処理に従事した職員				月額5,000円	
火葬業務・	火葬	[‡] 処理手当	やむを得ない事情により火葬処理に従事した職員				月額5,000円	
左 眼點 数	あ	けぼの荘	あけぼの荘における夜間勤務に従事した職員			た職員	日額250円	
夜間勤務手当	環	境衛生センター	環境衛生センターにおける夜 職員	1回1,000円				
消防職手当	消防職手当		消防職員のうち、階級を有し、制服を着用し、消防事務に従事者(事務専従職員は、支給対象外)			事務に従事する	月額5,000円	
				管内			1回250円	
#44 U.H. T.V.			救急救助業務に従		25k	m未満	1回1,000円	
秋忌山劉士 	救急出動手当		事した職員(1回1 人)	管外		m以上 km未満	1回2,000円	
					100	km以上	1回3,000円	

(4) 時間外勤務手当

平成17年度決算	支給実績	88,847 千円
	職員1人当たり平均支給年額	215 千円
平成16年度決算	支給実績	95,734 千円
	職員1人当たり平均支給年額	239 千円

(5) その他の手当(平成18年4月1日現在)

				<u> </u>			国の制	国の制	平成17	年度決算	
手当名		内		容	支給単位	西	度との異同	度と異なる内容	支給実績	支給職員 1人当たり 平均支給年額	
	配偶者	当			13,000	円	同	-			
		1人目	配偶	配偶者が 扶養親族	6,000	円	同	-			
		1 7 日	者 有	配偶者が 非扶養親族	6,500	円	同	-			
扶養手当	配 偶	配偶者無			11,000	円	同	-	67,375千円	239千円	
NETS	者以	2 人目			6,000	円	同	-	07,070 13	239]	
	外	3人目			5,000	円	同	-			
		年度初めた	いら満2	∃後の最初の 22歳に達する ᆍ度末までの	(1人につ5,000円か		同	1			
在尼毛 亚	持家居 (取得	住者 後 5 年間ま	で)		2,500	円	同	-	00 446 T III	100 T III	
住居手当	借家居				27,000	円	同	-	20,146千円	188千円	
		用具使用者									
	片道 5	km未満			2,000	円	同	-			
	片道 5	km以上10km	n未満		4,100	円	同	-			
	片道10)km以上15km	n未満		6,500	円	同	-			
	片道15	ikm以上20km	8,900	円	同	-					
	片道20)km以上25km	n未満		11,300	円	同	-			
	片道25	ikm以上30km	n未満		13,700	円	同	-			
通勤手当	片道30)km以上35km	n未満		16,100	円	同	-			
	片道35	ikm以上40km	n未満		18,500	円	同	-	18,587千円	64千円	
	片道40)km以上45km	n未満		20,900	円	同	-			
	片道45	ikm以上50km	n未満		21,800	円	同	-			
	片道50)km以上55km	n未満		22,700	円	同	-			
	片道55	ikm以上60km	n未満		23,600	円	同	-			
	片道60km以上 公共交通機関使用者 最長 6 箇月の定期券等の価格による 運賃等相当額			24,500	円	同	-				
			の価格による	(最高支給限度 55,000		同	-				
管理職 手当		管理又は監督の地位にある職員の職 Dうち、町長が規則で指定するもの		給料月額に10 の25を超えな 範囲で一定率 乗じた額	111	同	-	31,939千円	404千円		
宿日直 手当		正規の勤務 又は日直を		小又は休日等 られたとき	4,200円 / ほか	' 回	同	1	15,810千円	34千円	

5 特別職の報酬等の状況(平成18年4月1日現在)

	X	分	給料月額等	平成1	8年度期末手当支	給割合
		л	和作力领守	6月期	12月期	計
給	町	長	770,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
	助	役	625,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
料		入 役	570,000円	1.60月分	1.70月分	3.30月分
報	議	長	286,000円	1.625月分	1.725月分	3.35月分
	副	議長	227,000円	1.625月分	1.725月分	3.35月分
酬	議	員	181,000円	1.625月分	1.725月分	3.35月分

6 職員数の状況

(1)職員の採用状況(平成18年4月1日現在)

∇∠	_	-般行政部["]	特	特別行政部門			公営企業会計部門			
区分	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計		
行政事務	1人	1人	2人	-	-	0人	-	-	0人		
合 計	1人	1人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人		

(2)職員の退職の状況(平成18年3月31日現在)

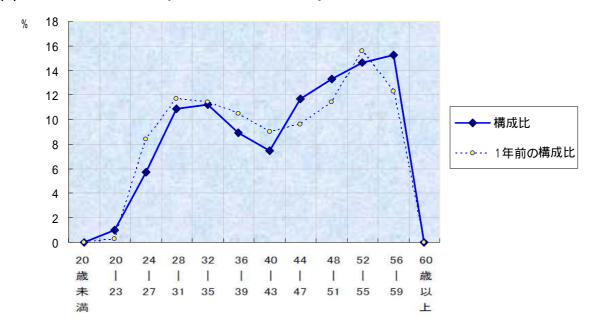
区分		般行政部門	"]	特	持別行政部 ["]	公営企業会計部門			
	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	
定年退職	4人	1人	5人	1人	-	1人	1人	-	1人	
定年前退職	-	3人	3人	-	-	0人	-	-	0人	
合 計	4人	4人	8人	1人	0人	1人	1人	0人	1人	

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

	_ 区分	職	員	数	主な増減理由
部門	門	平成17年	平成18年	対前年増減数	主な増減理由
	議会	3人	3人	0人	
	総務	82人	78人	4人	支所における事務の統廃合による減員
	税務	13人	15人	2人	管理収納業務の強化による増員
般	民生	151人	152人	1人	保健医療係のスタッフ充実による増員
行政	衛生	73人	61人	12人	支所保健センターの事務の統廃合による減員
部門	農林水産	30人	33人	3人	水産課魚類養殖振興係及び産業振興室の新設による増員
	商工	13人	12人	1人	指定管理者制度導入に伴う宇和海ふれあいか・業務委託による減員
	土木	22人	21人	1人	事務の統廃合縮小による減員
	小計	387人	375人	12人	
特別	教育	107人	110人	3人	人権啓発室移管による増員
行政	消防	45人	45人	0人	
部門	小計	152人	155人	3人	
公	病院	47人	44人	3人	病院統合に伴う減員
営企	水道	16人	16人	0人	
業等	交通	6人	5人	1人	職員退職に伴う減員
숲	下水道	1人	1人	0人	
計部	その他	16人	20人	4人	地域包括支援センター新設に伴う増員
門	小計 86人 86人 0人		0人		
	合計	625人	616人	9人	

⁽注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長1人除く。)であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合及び愛南町社会福祉協議会出向職員等(平成17年及び平成18年6人)を除いています。

(4)年齢別職員構成の状況(平成18年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区分		ł	≀	ł	ł	≀	ł	ł	ł	ł	ł		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
meh 🖂 akt	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	\	人
職員数	0	6	35	67	69	55	46	72	82	90	94	0	616
## - # 11.	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
構成比	0.0	1.0	5.7	10.9	11.2	8.9	7.5	11.7	13.3	14.6	15.3	0.0	100

(注) 職員数は一般職に属する職員数(教育長1人除く。)であり、地方公務員の身分を保有する 休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員、宇和島地区広域事務組合及び愛南町社会 福祉協議会出向職員等(平成17年及び平成18年6人)を除いています。

(5)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日~平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率		
人	人	人	%		
625	543	82	13.1		

平成22年4月1日現在における定員の数値目標

厳しい行財政の環境の下、国・地方を通じて行財政改革の推進が喫緊の課題となっており、定員管理については、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を基本として、極力定員管理の縮減を行うとともに、増員の抑制をすること、あわせて、限られた人的資源を有効活用するために職員の資質の向上を図り、適材適所等により貴重な人材の有効活用を進めていくことが必要となります。

本町においても、町民サービスの低下を招くことがないよう配慮しながら、抜本的な事務・事業の整理、組織の合理化、 職員の適正配置に努めるとともに、民間委託等の推進、ICT化の推進等により職員数の抑制に取組みます。

職員の増員については、専門分野(医療職、消防職員等)の職員を中心に、原則として退職した職員の2割程度の補充とし、適正な職員配置に努め、平成17年度から5年間で82人(13.1%)の職員数削減を目標とし、平成22年4月1日現在において職員数は543人(地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員等を含み、宇和島地区広域事務組合及び愛南町社会福祉協議会出向職員等除く。)となる予定です。

定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要

	X	分	平成16年	平成17年	平成18年	平成16~18年	(参考)
部門	部門		計画前年	丰 1年目 2年目		計	数値目標
	減	員		23人	23人	46人	
一般行政	増	員		11人	11人	22人	
部門	差	引		12人	12人	24人	(100.0%)
	職員	数	399人	387人	375人	375人	375人

- (注) 1 計画期間は、平成17年~平成22年までの5年間です。
 - 2 平成16年の職員数は平成16年10月1日現在、平成17年以降の職員数は各年4月1日 現在となっております。
 - 3 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

(参考)

(2 5)							
	X	分	平成16年	平成17年	平成18年	平成16~18年	(参考)
部門		/	計画前年	1年目	2年目	計	数値目標
	減	川		0人	0人	0人	
特別行政	増	員		4人	3人	7人	
部門	差	引		4人	3人	7人	(100.0%)
	職員	数	149人	153人	156人	156人	156人
	減	員		1人	4人	5人	
公営企業	増	員		3人	4人	7人	
等会計	差	引		2人	0人	2人	(100.0%)
	職員	数	84人	86人	86人	86人	86人
	減	川		24人	27人	51人	
計	増	員		18人	18人	36人	
#I	差	引		6人	9人	15人	(100.0%)
	職員	数	632人	626人	617人	617人	617人

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間

1 週 勤務	間の 時間	1日の 勤務時間	始業	終業	休息時間	休憩時間	週休日
40日	寺間	8時間	8時30分	17時15分	15分×2回	45分間	土・日曜日

- (注) 1 勤務所によっては始業、終業、週休日などが異なる場合があります。
 - 2 各種申請等の窓口業務のある担当課では、交代で休憩しています。

(2)休暇

種	類		休暇の概要、取得の要件等		取得可能日数等									
年次有	給付	木暇		1年につき20 のため、最高	日(前年の繰越日数の上限20日 40日)									
<u></u>	/+	noo	負傷又は疾病のため医師の診	公務災害、通 る期間	勤災害の場合は必要と認められ									
内 风	5 気 休 暇		断により療養する必要がある 場合	結核性疾患については1年、その他の負傷又 は疾病については90日を超えない範囲内で必 要と認められる期間										
				公民権の行使	必要と認められる期間									
		休暇	休暇	休暇	休暇	休暇	休暇	休暇	休暇	休暇	大暇	│ │特別の事由により職員が勤務 │しないことが相当である場合	産前休暇	週間以内に出産する予定である 職員が申し出た期間
特別	休											(主な休暇)	産後休暇	出産後8週間を経過する日まで の期間
			公民権の行使、産前休暇、 産後休暇、忌引、結婚休	忌引	父母の場合7日など									
			暇、夏季休暇など	結婚休暇	連続する5日の範囲内の期間									
	介護休暇			夏季休暇	3日の範囲内の期間									
介護			負傷、疾病又は老齢により2 週間以上にわたり日常生活を 営むのに支障があるものの介 護をする場合	介護を必要と 連続する6月	する一の継続する状態ごとに、 の期間内									

8 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分(平成17年度)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	-	-	-	-	0件
心身の故障の場合	第28条第1項第4号 第2項第1号	-	-	-	-	0件
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号 第28条第1項第3号	-	1	1	-	0件
職制、定数の改廃、予算の減少に より廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	-	1	1	1	0件
刑事事件に関し、起訴された場合	第28条第2項第2号	-	1	1	1	0件
失職した場合	第28条第4項	-	1	1	1	0件
合 言	0件	0件	0件	0件	0件	

- (注)1 地方公務員法に基づき分限処分に付された者の状況を示しています。
 - 2 2以上の理由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

(2)懲戒処分(平成17年度)

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	2件	1	1件	1件	4件
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合	第29条第1項第2号	1	1	1	1	0件
全体の奉仕者たるにふさわしくな い非行があった場合	第29条第1項第3号	1	1	1	1	0件
合 計			0件	1件	1件	4件

- (注)1 地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況を示しています。
 - 2 2以上の理由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由により計上しています。

9 職員の服務の状況

(1)年次有給休暇(平成17年1月1日~同年12月31日)

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
(A)	(B)	(C)	(B/C)	(B/A)
13,480日	2,163.2日	339人	6.4日	16.0%

- (注) 1 全対象職員数とは、平成17年1月1日から同年12月31日までの全期間を在職した一般職員に限り 当該期間の中途に採用された者及び退職された者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由があ 並びに派遣職員を除くものとし、それら
 - る職員の職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数です。
 - 2 総付与日数とは、平成17年1月1日現在において各職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む。)を全対象職員にわたって合計したものです。

(2) 育児休業等の取得状況(平成17年度)

X	分	男性	女 性	合 計
 育児休業取得者数 		-	11人	11人
	うち新規取得者数	-	6人	6人
部分児休業取得者数		-	1	0人
	うち新規取得者数	-	-	0人
深夜勤務及び時間外勤務の制限請求者数		-	-	0人
	うち新規取得者数	-	-	0人

- (注)1 部分休業とは、地方公務員育児休業等に関する法律第9条に規定する部分休業です。
 - 2 深夜勤務及び時間外勤務の制限とは、愛南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3 に規定する深夜及び時間外勤務の制限です。

10 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、以下の研修を実施しております。

	X	分		研 修 名 等
職場内研修				新採職員研修、接遇接客研修、法制執務研 修、人権教育研修、環境基本条例研修 他
		階層別研修		新採職員研修、中堅職員研修、係長級研修、 課長級研修 他
		能力開発研修	法令コース	行政法講座、民法講座、地方自治法講座
	基本研修能力開発研修		政策形成コース	政策立案講座、政策法務講座、公共マーケ ティング講座、問題解決能力講座
 職場外研修			対人能力コース	折衝力・交渉力講座、プレゼンテーション講座、ク レーム対応講座、ロジカルシンキング講座
40年のグトルバッタ			管理能力コース	マネジメント能力講座、意思決定能力講座、 広報とマスコミ対応講座
			行政経営コース	県民との協働推進講座、CS(生活者満足度) 向上講座
			行政事務コース	法人会計講座(複式簿記入門コース、営利法 人コース)
	派遣研修	専門研修機関		市町村アカデミー、国際文化アカデミー 他

(2) 勤務成績の評定の状況

愛南町職員の勤務成績の評定に関する規則に基づき、定期的に勤務成績の評定を行い、人事管理の基礎 資料とし、公務能率の発揮及び増進を図っています。

勤務評定は、評定を受ける職員の所属する管理職職員が評定者として、所属職員の能力、執務態度及び 業績等の評価を行い、助役、収入役及び総務課長が調整者として、評定結果の調整を行います。

調整した評定結果は町長が最終確認をし、人事異動、昇任及び昇給等において活用しています。

また、人事異動に当たっての希望並びに勤務状況についての自己評価及び現在の仕事についての成果等を申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の健康保持、疾病予防対策の状況(平成18年度)

区分	概要
	年に1度、本庁及び各支所において、下記内容の職員定期健康診断を行いました。
職員定期健康診断	(健診内容) 身体測定、血圧測定、視力・聴力検査、尿検査、心電図検査、貧血検査、 肝機能検査、血中脂質検査、血糖検査、胸部X線検査、眼底検査、大腸が ん検査、前立腺がん(40歳以上男性対象)検査、腎機能痛風検査、糖尿病 検査、乳がん検査
健康相談	上記職員定期健康診断後に、産業医、保健師及び栄養士による健 康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。
産業医職場巡視	定期的に産業医が職場を巡視し、業務や業務環境を観察すること を通じて、健康障害の防止及び快適な職場環境の形成を図りまし た。

(2)職場の安全衛生の状況(平成18年度)

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医及び衛生管理者等の配置を 行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生 管理体制を整備しています。

(3)福利厚生制度に係る負担状況(平成17年度普通会計決算)

X	分	負担金額
+ 这如人名 + 1 人	愛媛県市町村職員共済組合	486,464千円
共済組合負担金 	愛媛県公立学校共済組合	18,221千円
愛媛県市町村互助会		3,726千円

(4)公務災害の状況(平成17年度)

平成16年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成17年度末 現在未処理件数
0件	2件	1件	0件	0件	1件

(5)通勤災害の状況(平成17年度)

平成16年度末 現在未処理件数	受理件数	認定件数	公務外件数	取り下げ件数	平成17年度末 現在未処理件数
0件	0件	0件	0件	0件	0件

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況(平成17年度)

区分	平成16年度 末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成17年度 末係属件数
給 与	-	1	1	-
旅費	-	-	-	-
勤務時間	-	-	-	-
休 暇	-	-	-	-
執務環境	-	-	-	-
福利厚生	-	-	-	-
任 用	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
計	0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、愛媛県人事委員会(以下「人事委員会」という。)に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が 執られるべきことを要求することができることとされています。

(7)不利益処分に関する不服申立ての状況(平成17年度)

	<u> </u>	ì	平成16年度 末係属件数	措置要求件数	終結件数	平成17年度 末係属件数
分	降	任	-	-	-	-
限処	休	職	-	-	-	-
<u>処</u> 分	免	職	-	-	-	-
	戒	告	-	-	-	-
懲戒	減	給	-	-	-	-
処分	停	職	-	-	-	-
	免	職	-	-	-	-
そ	の	他	-	-	-	-
	計		0件	0件	0件	0件

(注) 職員は、懲戒処分等その意に反すると認められる不利益な処分を受けた場合は、 人事委員会に対して、不服申立てをすることができることとされています。